

重要事項説明書

(居宅介護支援)

ケアファースト株式会社
いちばん介護

あなたに対する居宅サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1、当社の概要

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名 | ケアファースト株式会社 |
| (2) 法人所在地 | 福井県越前市瓜生町31-1 |
| (3) 電話番号 | 0778(22)0055 |
| FAX 番号 | 0778(22)8820 |
| (4) 代表者氏名 | 前田 栄二 |
| (5) 設立年月日 | 平成12年3月23日 |

2、事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所
平成12年5月1日指定を受ける。
事業所番号 1870300173 |
| (2) 事業の目的 | 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | いちばん介護居宅介護支援事業所 |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県越前市瓜生町31-1 |
| (5) 電話番号 | 0778(22)0055 |
| FAX 番号 | 0778(22)8820 |
| (6) 管理者氏名 | 市川 秀郎 |
| (7) 事業所の営業方針 | 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービスが特定の種類または特定の居宅サービスの事業者に不当に偏することのないよう事業を実施するとともに、関係市町村や在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者や介護保険施設との綿密な連携を図るものとする。 |

3、事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 越前市、鯖江市

(2) 営業日及び営業時間

- ① 営業日 月曜日～土曜日
12月31日～1月3日は除く。
- ② 営業時間 8時15分～17時15分

4、職員の配置状況

管理者 1名（介護支援専門員を兼務）
介護支援専門員 . . . 1名以上

5、居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

- ① 重要事項の説明と利用契約の締結
- ② 担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ③ 居宅サービス計画に対する利用者の同意（保険者へ提出）
- ④ 居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
- ⑤ サービスの提供開始

6、利用料金

① 利用料 要介護と認定された方は、介護保険から全額給付されるので個人負担はありません。

7、サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お申し込み下さい。当社職員がお伺いします。
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - * 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - * 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - * 利用者が亡くなった場合
- ④ その他

利用者やそのご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことがあります。

8、当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 要介護状態にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- ② 利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービス及び保険医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
- ③ 指定居宅介護支援サービスの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に複数のサービス事業者の中から選択をしていただき、事業者の選定理由の説明をさせていただきます。
- ④ 関係市町村や在宅介護支援センター、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図ります。
- ⑤ 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上を図ります。
- ⑥ 従業者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中は勿論、退職後も漏洩しないものとします。

(2) 居宅介護支援実施概要

- ① 居宅介護サービス計画の作成方針
利用者の身体機能面は勿論のこと、精神面や生活環境面等にも配慮しながら、且つそのご家族の相談にも応じながら、計画の作成を行います。
- ② 相談受付場所
利用者のご自宅または当事業所の相談室。
- ③ 介護支援専門員の居宅訪問頻度
原則として月1回の訪問とさせていただきますが、必要に応じて随時訪問させていただきます。
- ④ サービス担当者会議の開催
利用者にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者介護を開催し、常に提供するサービスの質の向上を図ります。
- ⑤ 介護サービス提供記録の開示
利用者の求めがあれば、当該利用者のサービス提供記録をいつでも開示し説明します。

9. 緊急時の対応

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従い

ます。また、緊急連絡先に連絡します。

① 利用者の主治医 医療機関の名称
主治医氏名
所在地
電話番号

② 緊急連絡先 氏名
住所
電話番号

10、事故発生時の対応について

介護サービス事業所より緊急を要する情報が入った場合、すぐに当該事業所または利用者宅を訪問し、状況を把握し必要に応じて対策を講じる。なお必要あれば介護プランの変更を行います。

11、虐待の防止について

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知します。
- (6) 虐待防止のための指針を整備する。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12、身体拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

13、業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施する為の、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要

な措置を講じるものとする。

14、感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

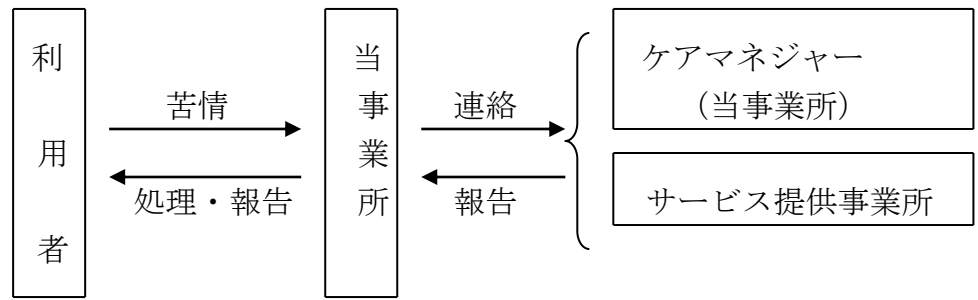
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね2月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- (4) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15、サービス内容に関する苦情の受付について

当事業所の居宅介護支援に関するご相談や苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各介護サービスについてのご相談や苦情は次の窓口にて承ります。

- | | | | |
|---|----------------|-----|--------------|
| ① | 当事業所 | 担当 | 市川 秀郎 |
| | | 電話 | 0778(22)0055 |
| ② | 越前市 | 担当課 | 長寿福祉課 |
| | | 電話 | 0778(22)3715 |
| ③ | 鯖江市 | 担当課 | 長寿福祉課 |
| | | 電話 | 0778(53)2218 |
| ④ | 福井県国民健康保険団体連合会 | 担当課 | 事業課介護保険係 |
| | | 電話 | 0776(57)1614 |
| ⑤ | 第三者委員 | | |
| | 吉田 守 | | 越前市稲寄町12-3 |
| | 吉田 考伸 | | 越前市稲寄町12-10 |
| | 館 幸士郎 | | 越前市瓜生町39-17 |

事業所に持ち込まれた相談や苦情は、管理者が必要に応じて、それぞれのケアマネジャーやその他の関係先に連絡して速やかに対応します。



*福井県社会福祉協議会による福祉サービス第3者評価は、受けていません。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者) いちばん介護
職 名 介護支援専門員

氏 名 印

本書面に基づいて、事業者から重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 印

(家族) 住 所

氏 名 印